

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 六八一
(同) 六八二

争議行為の通知の公表
土地改良区役員の退任及び就任

(労働雇用課) 六八二
(西濃農林事務所) 六八三

告 示

岐阜県告示第六百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千五百九十五号
平成二十六年十一月四日

(火曜日)

| 道路の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 区域 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|---|-------|---|---|---|-----|-----------------------|----------------|------|
| 河神合岡線 | | 河神合岡線 | | 河神合岡線 | | 別前後 | ル(メートル) | ル(メートル) | 係及関係 |
| 後 | A | 前 | A | 飛騨市古川町信包字下野 添九六六番地先から 同 市同 町同 字殿野 一三六九番三地先まで | 飛騨市古川町信包字下野 添九六六番地先から 同 市同 町同 字殿野 一三六九番三地先まで | 別前後 | ル(メートル) 一五〇 二五〇 | ル(メートル) 一〇〇 | 係及関係 |
| B | A | A | A | 飛騨市古川町信包字殿野 一三六八番一地先から 同 市同 町同 字同 一三六九番三地先まで | 飛騨市古川町信包字下野 添九六六番地先から 同 市同 町同 字殿野 一三六九番三地先まで | 別前後 | ル(メートル) 一五〇 二五〇 | ル(メートル) 一〇〇 | 係及関係 |

係及関係は、A、B、Cの各敷地面積を以て、その面積の大きい方を以てする。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十一月四日

岐阜県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|--------|---|--------|-------------|----------|----------------|
| 国道 | 南濃関ヶ原線 | 養老郡養老町石畑字河戸一五二〇番一地从先から 同 郡同 町同 字関鎮一 二八番一地从先まで | 後 前 | 10.8 4.7 | 23.0 | 国道大垣養老公園線と一部重用 |
| 県道 | 平養田老線 | 養老郡養老町石畑字河戸一四四八番二地从先から 同 郡同 町同 字関鎮一 四九番二地从先まで | 後 前 | 10.0 3.4 | 5.0 | 起点の変更 |
| 県道 | 大垣老圃線 | 養老郡養老町石畑字関鎮一三五九番三地从先から 同 郡同 町同 字関鎮一 四二六番一地从先まで | 後 前 | 10.7 1.5 | 14.0 | 国道南濃関ヶ原線と一部重用 |

岐阜県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考 |
|-------|--------|---|----------|----------|----------------------------|
| 一般国道 | 二百五十七号 | 下呂市馬瀬川上字東芋島九九番地先から 同 市同 字上栗原二二〇番一地从先まで | 30.0 | 平成 三・二・四 | 平成 二五・五・二六 （決定期又は告示年月日） |

公 示

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に關して争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

争議行為の行われる日時

平成二十六年十一月七日午前八時三十分以降十一月末日まで

争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場
 三 争議行為の概要
 前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年十一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 平成 二五・三三 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-------------|-----|----|------|------------------|
| 下池西部 | 平成 | | 理事 | 竹中孝道 | 海津市南濃町志津 一九五七番地三 |
| 土地改良 | 二五・三三 | | 同 | 星野勇生 | 海津市南濃町津屋 一六五〇番地 |
| | | | 同 | 日比幸義 | 海津市南濃町戸田 九四一番地 |
| | | | 同 | 大橋幸雄 | 海津市南濃町徳田 二六九番地一 |
| | | | 同 | 三輪和弘 | 海津市南濃町庭田 八〇二番地 |
| | | | 同 | 伊藤治生 | 海津市南濃町駒野 一六七番地一 |
| | | | 同 | 古川久三 | 海津市南濃町上野河戸 一八五番地 |
| | | | 監事 | 高木武雄 | 海津市南濃町駒野 二六一番地 |
| | | | 同 | 古市幹夫 | 海津市南濃町庭田 七六六番地 |
| | | | 同 | 藤田博巳 | 海津市南濃町津屋 二二八五番地一 |

就任した役員

| 土地改良区 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|-------|-----|----|------|------------------|
| 下池西部 | | 理事 | 竹中孝道 | 海津市南濃町志津 一九五七番地三 |
| 土地改良 | | 同 | 星野勇生 | 海津市南濃町津屋 一六五〇番地 |
| | | 同 | 日比幸義 | 海津市南濃町戸田 九四一番地 |
| | | 同 | 大橋幸雄 | 海津市南濃町徳田 二六九番地一 |
| | | 同 | 三輪和弘 | 海津市南濃町庭田 八〇二番地 |
| | | 同 | 伊藤治生 | 海津市南濃町駒野 一六七番地一 |
| | | 同 | 古川久三 | 海津市南濃町上野河戸 一八五番地 |
| | | 監事 | 高木武雄 | 海津市南濃町駒野 二六一番地 |
| | | 同 | 古市幹夫 | 海津市南濃町庭田 七六六番地 |
| | | 同 | 藤田博巳 | 海津市南濃町津屋 二二八五番地一 |

下池西部
土地改良
平成
二五・三六

| | | | |
|---|----|------|------------------|
| 同 | 理事 | 竹中孝道 | 海津市南濃町志津 一九五七番地三 |
| 同 | 同 | 星野勇生 | 海津市南濃町津屋 一六五〇番地 |
| 同 | 同 | 大橋幸雄 | 海津市南濃町徳田 二六九番地一 |
| 同 | 同 | 三輪和弘 | 海津市南濃町庭田 八〇二番地 |
| 同 | 同 | 伊藤治生 | 海津市南濃町駒野 一六七番地一 |
| 同 | 同 | 古川久三 | 海津市南濃町上野河戸 一八五番地 |
| 同 | 同 | 大橋正美 | 海津市南濃町徳田 二七二番地二 |
| 同 | 監事 | 高木武雄 | 海津市南濃町駒野 二六一番地 |
| 同 | 同 | 古市幹夫 | 海津市南濃町庭田 七六六番地 |
| 同 | 同 | 藤田博巳 | 海津市南濃町津屋 二二八五番地一 |

平成二十六年十一月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社